

兵庫県公報

令和5年12月19日 火曜日 第475号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 土地改良区の設立認可（同）	5
○ 保安林の指定予定（治山課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく指定認定事務支援法人の指定（住宅政策課）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	9
○ 道路の指定（北播磨県民局）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	11
○ 教習指導員審査の実施	12

告 示

兵庫県告示第1209号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
横田ガス株式会社
姫路市飾磨区恵美酒147

横田 昌彦

2 認定年月日及び認定番号

令和5年12月6日

第59号



兵庫県告示第1210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
おく医院	洲本市本町6-3-26	令和5年11月1日
メゾン薬局 芦屋大原店	芦屋市大原町15-16	同 年10月1日
むこきたクリニック	伊丹市野間4-5-21	同 年11月1日
麒麟薬局 伊丹店	同 市野間4-5-19	同
I & H相生薬局	相生市旭3-5-15	同 年10月1日
ウエルシア薬局相生旭店	同 市旭3-4-5	同 年11月1日
みらい薬局 野口店	加古川市野口町野口160-7	同
訪問看護ステーション やさか	同 市平岡町新在家3-286-5 中田医院2階	同 年10月1日
高瀬医院	西脇市西脇273	同 年11月1日
おさこ小児科クリニック	宝塚市中筋4-8-22	同
宝塚たかの小児科	同 市向月町3-1	同
宝塚みずた内科・消化器クリニック	同 市安倉中2-5-22	同
がる薬局 宝塚インター店	同 市向月町3-1	同
フタバ薬局 宝塚インター店	同 市安倉中2-5-22	同
YUNOTE訪問看護ステーション	同 市中筋9-1-8 村上マンション101号室	同 年11月7日
大正屋薬局	南あわじ市榎列帰守20-1	同 年10月1日
立岩医院	神崎郡神河町寺前33-1	同



兵庫県告示第1211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
いしかわ医院	加古川市野口町野口160—5	名称
訪問看護ステーションスイッチオン宝塚	宝塚市伊子志4—4—10	所在地
風蘭訪問看護ステーション	三木市志染町西自由が丘1—114	同上
コスモス調剤薬局 すずかけ台店	三田市すずかけ台1—13	名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋バンクリニック	芦屋市船戸町5—5—301
西村歯科	加古川市別府町朝日町24アドバンスビル2階
富原循環器科内科	西脇市高田井町1036
市橋眼科	川西市見野2—36—11—301
大正屋薬局	南あわじ市榎列掃守20—1
立岩医院	神崎郡神河町寺前33—1

兵庫県告示第1212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋さくらメンタルクリニック	芦屋市南宮町6—22—203
医療法人社団内藤会 ないとう歯科クリニック	加古川市平岡町新在家615—1イオン加古川1F

兵庫県告示第1213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
薬局ジャパンファーマシー加古川店	加古川市東神吉町神吉字柳755-1	株式会社ジャパンファーマシー	神戸市灘区灘北通5-8-10	令和5年8月14日
さつき薬局春日店	丹波市春日町国領937	株式会社亀甲会	丹波篠山市東吹981-1	令和5年9月1日



兵庫県告示第1214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ケアプランみんと	川西市栄根2-22-5-302	合同会社愛啓ケアプランみんと	川西市栄根2-22-5-302	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
かつはら薬局土山店	加古川市平岡町土山字東山1-21	株式会社勝原薬局	姫路市神屋町6-82-2
アースサポート宝塚	宝塚市売布東の町16-3	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14
協栄居宅介護支援事業所	加西市北条町古坂1-72	株式会社協栄	加西市坂本町698-1
協栄ホームヘルパーステーション	同上	同上	同上
さわやか薬局	たつの市神岡町東紫崎字鍵田471-9	株式会社勝原薬局	姫路市神屋町6-82-2
かつはら薬局日飼店	同 市龍野町日飼字村前361-3	同上	同上

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
あお空居宅介護支援事業所	伊丹市桜ヶ丘1-3-23	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1-3-23



兵庫県告示第1215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山本 眞由美	晴（はる）鍼灸マッサージ治療院	宝塚市平井4-15-2	令和5年10月1日
平上 敦詞	同 上	同 上	同
瀬之口 一彦	同 上	同 上	同



兵庫県告示第1216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和5年12月6日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
前土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	前地区	令和5年12月19日から 令和6年1月10日まで	新温泉町役場



兵庫県告示第1217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
九鹿土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	九鹿地区	令和5年12月6日



兵庫県告示第1218号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市江野字生根766の1、766の1の1、766の5、766の6、766の11、766の12、766の15、766の25、766の26、766の28から766の34まで、766の37から766の40まで、766の43、766の45から766の51まで、766の56から766の61まで、766の64から766の67まで、766の70、766の72から766の77まで

- 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1219号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市江野字岩井谷1051の1、1052、1052の1、1053から1058まで、1061、1062、字イツリヲ1091の2、1091の3、1091の5、1091の9、1091の10、1091の16、1091の18から1091の20まで、1091の52、1091の56から1091の66まで、1091の69から1091の73まで、1091の76、1091の78、1091の80、1091の82から1091の86まで、1091の90から1091の93まで、1091の95から1091の97まで、1091の99から1091の104まで、1091の106から1091の108まで、1091の111、1091の112、1091の116から1091の118まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩井谷1051の1（次の図に示す部分に限る。）、1052の1、1053、1054・字イツリヲ1091の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1220号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市岩津字東小谷32
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1221号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町矢根字平野山14、15の3、15の4、21の1、23の6、23の8、23の12、33の5、但東町奥矢根字八ツ坂42の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1222号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町小谷字家ノ奥2の11、2の21、字沢田6の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1223号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町南尾字家ノ下2、3、字宮ノ上24、25、但東町出合市場字家ノ奥4の11、4の14、字家ノ上15の11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1224号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市上八代字檜谷1、八代字下夕山93（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上八代字檜谷1・八代字下夕山93（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1225号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
鈴蘭台北町(3)	神戸市	北 区	鈴蘭台北町 4 丁 目		2番10の一部、2番12の一部、2番17から 2番22まで、2番58の一部、2番64の一部、 2番69、2番70、2番73から2番75まで、 2番77から2番80まで、2番86、2番91



兵庫県告示第1226号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の12第1項の規定に基づき、指定認定事務支援法人に次のとおり事務を委託した。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
一般社団法人兵庫県マンション管理士会
神戸市中央区相生町四丁目3番1号神戸ストークビル801号
代表理事 高橋敏幸
- 2 委託開始の予定年月日
令和5年12月19日
- 3 委託終了の年月日
令和6年3月31日
- 4 委託事務の内容
法第5条の12第1項各号に掲げる事務



兵庫県告示第1227号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
商号又は名称 JEI-HOUSE
代表者氏名 宮川 淳司
事務所所在地 神戸市灘区泉通1-1-10
免許番号 兵庫県知事（5）第10759号
免許年月日 令和4年7月24日
- 2 処分の内容
令和5年12月21日から同月27日までの7日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第1228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05北播予定 0001号	5.12.6	小野市片山町字愛宕ノ下1236番4、 1237番5、1268番6 同市同町字東屋敷1220番4の一部、 1220番13、1220番19、1234番6、 1234番7 同市同町字大新田1089番9	10.0	100.0

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アステアかさい

所在地 加西市北条町北条字溝川28番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	高橋晴彦
有限会社小西化粧品店	加西市北条町北条1068番地	小西俊光

外14者

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	前田晃
有限会社小西化粧品店	加西市北条町北条1068番地	小西俊光

外14者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	高橋晴彦
有限会社小西化粧品店	加西市北条町北条1068番地	小西俊光

外14者

4 変更年月日

令和5年8月24日

5 届出年月日

令和5年11月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年12月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第341号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月19日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和6年2月3日（土）から同月16日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和5年12月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年12月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年12月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和6年3月12日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434

**兵庫県公安委員会告示第342号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月19日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{けん}引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和6年2月3日（土）から同月16日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和5年12月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{けん}引）

引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(大型)の写し

エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(中型)の写し

オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(普通)の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年12月19日(火)から同月21日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年12月21日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)又は教習指導員審査(準中型)を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和6年3月12日(火)午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628 内線433、434